



ベイヒルズSR通信

〒221005 横浜市神奈川区栄町 11 KDX 横浜ビル 6 階
TEL : 045-450-6701 (平日 9:00 ~ 17:00)
FAX : 045-450-6706



【今月の一言】

日頃の運動不足解消のため、週末を中心にウォーキングを始めて 3 ヶ月ほど経ちました。

ウォーキングといっても散歩程度なのですが、もともと出不精なため、10 年以上暮らしていても初めて通る道が少なくありません。新しいペーカリーや小さなカフェを発見できたりするので、運動量をはるかに上回るカロリーも同時に摂取しておりますが、それはそれで楽しみながら続けています。

皆様も地元散策してみたいかがでしょう。新しい発見があるかもしれません。(事務員 S)

それでは今月もベイヒルズSR通信をお届けいたします。

中小事業主も月 60 時間超えの時間外労働割増率が 5 割以上に

◆猶予措置の廃止

2023 年 4 月 1 日から、月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を「5 割以上の率」とする規定が、中小事業主にも適用されることになりました。

もともと、使用者が時間外または休日労働させた場合には、2 割 5 分以上 5 割以下の率で計算した割増賃金を支払わなければなりませんでしたが、2010 年 4 月 1 日施行の改正により、月 60 時間を超えた場合は、5 割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないとされていました。

ただし、この改正は中小事業主（労働者の数が 300 人(小売業については 50 人、卸売業またはサービス業については 100 人)以下)である事業主には適用が猶予されていたのですが、2023 年 4 月 1 日からは適用されることになりました。

◆代替休暇の規定も適用

中小事業主にも月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を 5 割以上の率とする規定が適用されることに伴い、「代替休暇」の規定も適用さ

れることとなります。

代替休暇とは、1 カ月に 60 時間を超えて時間外労働を行わせた労働者について、労使協定により、法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払いに代えて、有給の休暇を与えることができるものです。

労使で協定すべき事項としては、月 60 時間を超えて労働させた時間数に対して、何時間の代替休暇を与えるかという計算方法や、代替休暇の単位(1 日または半日)などがあります。そのほか、制度の導入に際しては、個々の労働者が実際に代替休暇を取得するか否かは、労働者の意思によること、労使協定の締結により代替休暇を実施する場合には、代替休暇に関する事項を「休暇」として就業規則に記載する必要があることにも留意しましょう。

2023 年 1 月から協会けんぽの様式が変更されます

◆2023 年 1 月から新様式へ

協会けんぽが、2023 年 1 月以降の各種申請書(届出書)の新様式を公表しています。よりわかりやすく、より記入しやすく、より迅速な給付等を目的に、次のような変更が行われています。

- 文字の読み取り精度向上のため、マス目化した記入欄を増加
- 記入しやすいように、記述式の部分を選択式に変更

新様式は、協会けんぽのホームページからダウンロードが可能です。協会けんぽ都道府県支部へ郵送を依頼しても入手できます。また、ホームページでは今回の様式変更に関するリーフレットも公表されています。

なお、2023 年 1 月以降も旧様式を使用することはできますが、この場合は事務処理等に時間を要することがあるとしています。

◆変更となる主な様式

変更となる主な申請書(届出書)は以下のとおりです。1 月を迎えてからあわてて対応せず済むように、関係する従業員への周知等、今から準備しておくとう安心ですね。

【健康保険給付関係】

- 傷病手当金支給申請書
- 療養費支給申請書(立替払等)
- 療養費支給申請書(治療用装具)
- 限度額適用認定申請書
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 高額療養費支給申請書
- 出産手当金支給申請書
- 出産育児一時金支給申請書
- 出産育児一時金内払金支払依頼書
- 埋葬料(費)支給申請書
- 特定疾病療養受療証交付申請書

【任意継続関係】

- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者被扶養者(異動)届
- 任意継続被保険者資格喪失申出書
- 任意継続被保険者氏名 生年月日 性別 住所 電話番号変更(訂正)届

【被保険者証等再交付関係】

- 被保険者証再交付申請書
- 高齢受給者証再交付申請書
~協会けんぽ「申請書の様式変更について」より

12 月の税務と労務の手続

【提出先・納付先】

【12 日】

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

- 特例による住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

【31 日】

- 健保・厚年保険料の納付
[郵便局または銀行]
 - 健康保険印紙受払等報告書の提出
[年金事務所]
 - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
[公共職業安定所]
 - 外国人雇用状況の届出
(雇用保険の被保険者でない場合)
<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]
 - 固定資産税・都市計画税納付<第 3 期>
[郵便局または銀行]
- ※都・市町村により異なる月の場合あり。

【本年最後の給料支払日の前日まで】

- 年末調整による源泉徴収所得税不足額徴収繰延承認申請書の提出
[給与の支払者(所轄税務署)]
 - 給与所得者の保険料控除申告書
給与所得者の配偶者控除等申告書
住宅借入金等特別控除申告書
給与所得者の基礎控除申告書
所得金額調整控除に係る申告書の提出
[給与の支払者(所轄税務署)]
- ※提出・納付期限が、土曜・日曜・祭日と重なる場合は、翌日になります。

